

ベンチマーキング手法を用いた分析④

県有施設の自動販売機設置状況の

ベンチマーキング分析

～県有施設の有効活用に向けて～

静岡県経営管理部管財課

平成 29 年 3 月

目次

はじめに	2
第1章 ベンチマーキング分析の概要		
1 ベンチマーキングの対象	3
2 県有施設全体の設置状況	3
第2章 用途毎の分析		
1 分析の概要	6
2 用途毎の需要と供給の関係	7
3 用途毎の分析	16
第3章 設置に関する改善		
1 外向き自動販売機の導入の検討	17
2 民間ノウハウの活用を検討	17

はじめに

ファシリティマネジメント(FM)の取組の4本柱のうち、「施設の有効活用」の一環として、今回、県有施設の自動販売機の設置状況について、各部局の協力により収集したデータをもとに、ベンチマーキング分析を行いました。

自動販売機の設置については、平成24年度から歳入確保のために、設置者の公募を積極的に進めてきており、年間2億円以上の貸付料を確保しています。

今回、各施設の自動販売機の設置状況を分析することで、各施設が公募により確保した貸付料の状況を見える化するとともに、さらなる歳入確保に向けて、新たな方法の検討を行いました。

県有施設の有効活用の第一歩として、本分析を活用していくとともに、本分析を参考として更なる歳入確保について努めていただけることを期待します。

「ベンチマーキング分析」とは

同じ範疇の施設において、1つの指標に着目し、そのパフォーマンスが抜きん出ている施設とそうでない施設との差が生じている理由を分析・評価し、最良の方法を見出し、採用し、改善を行っていく方法。

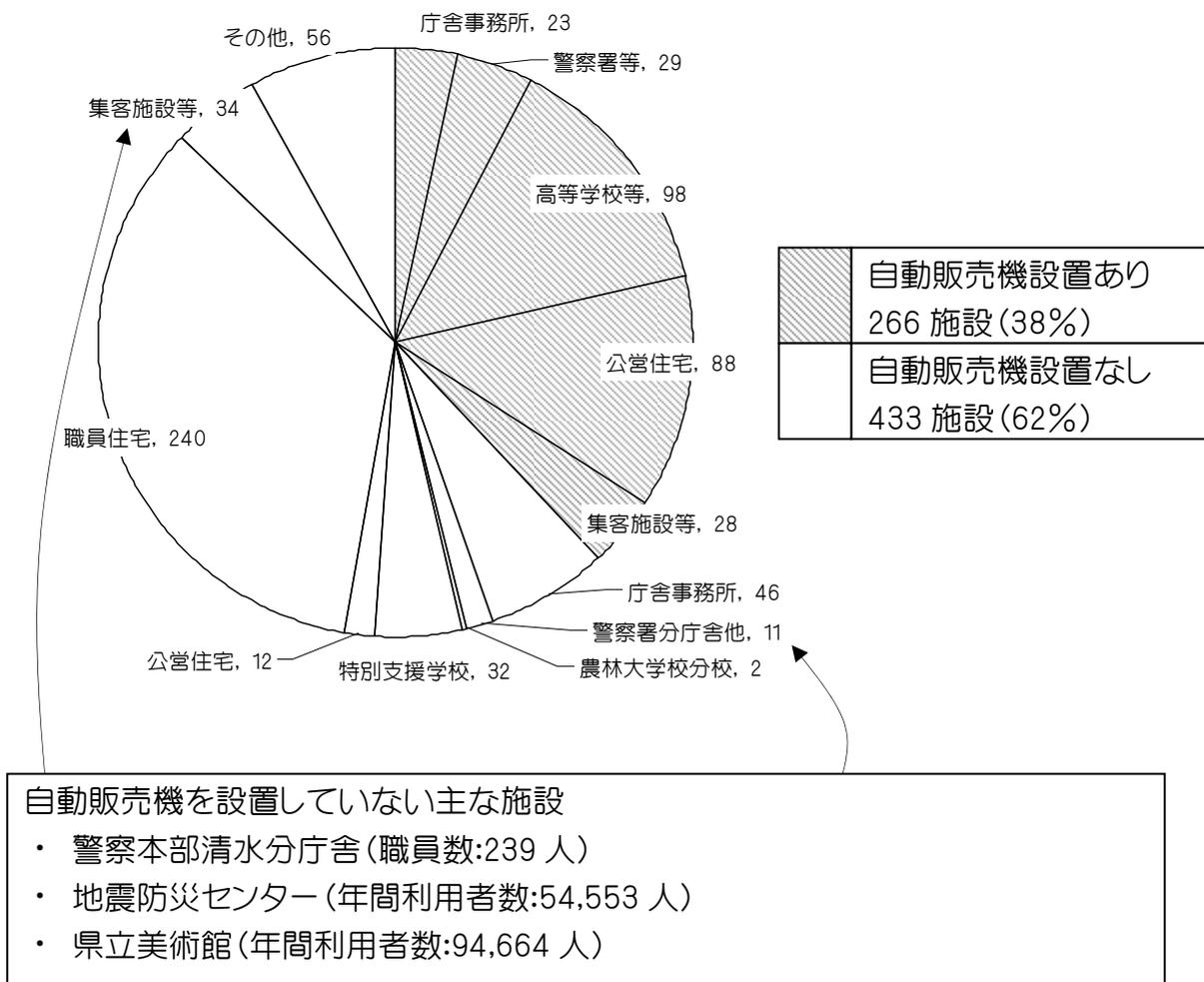
第1章 ベンチマーキングの概要

1 ベンチマーキングの対象

延床面積が200㎡以上の主な県有施設(699 施設)のうち、平成27年度に自動販売機を設置しているのは、266施設であった。自動販売機の設置を行っていない施設は、特別支援学校、公営住宅の一部、職員住宅、庁舎・事務所の小規模施設などであった。

本分析は、平成27年度に自動販売機を設置している266施設についての主に歳入確保状況について、ベンチマーキング分析を実施した。

図1 自動販売機設置の有無



ポイント!

- 自動販売機を設置している266施設についてベンチマーキング分析を実施。
- 自動販売機を設置していない施設も約6割ある。

2 県有施設全体の設置状況

自動販売機の設置については、FMの観点から、施設の有効活用の一環として「一般競争入札による飲料用自動販売機設置者公募要領」を作成し、行政財産の使用許可であったものについて、平成24年度から公募による貸付けに切り替えを行っている。また、後援会・PTA、福祉団体等への使用許可については、当面の措置として使用許可の継続を認めることとしている。

図3に示すとおり、自動販売機設置のうち、公募によるものが全体の約8割、後援会・PTA、福祉団体等への使用許可が全体の約1割ある。

図2 自動販売機設置の手法と貸付け・使用許可先

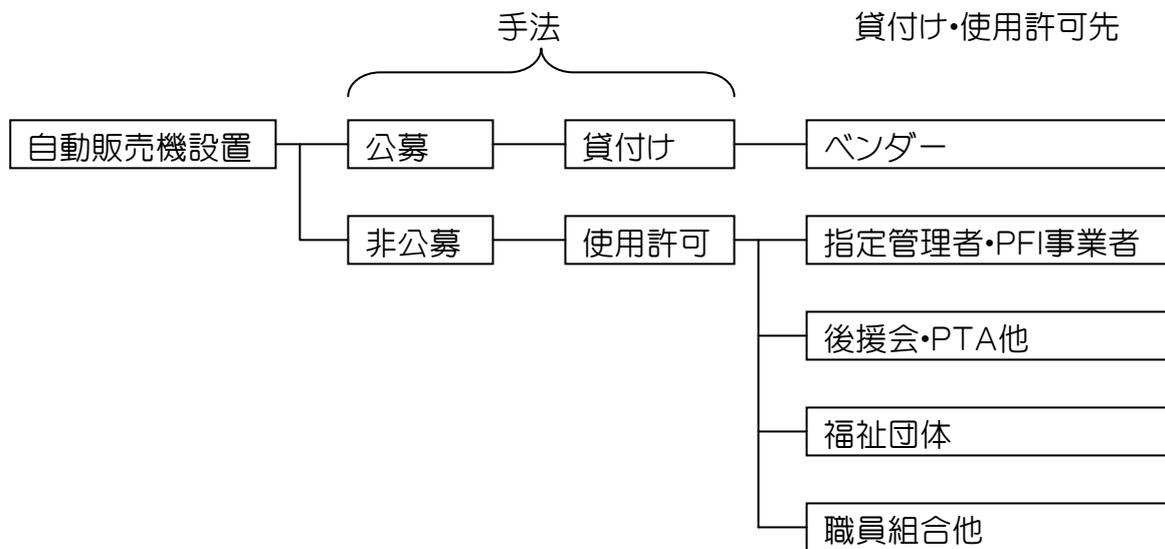
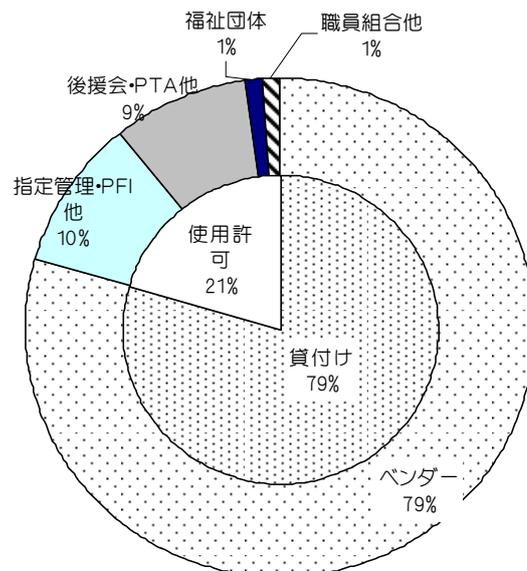


図3 自動販売機設置の手法と貸付け・使用許可先の割合

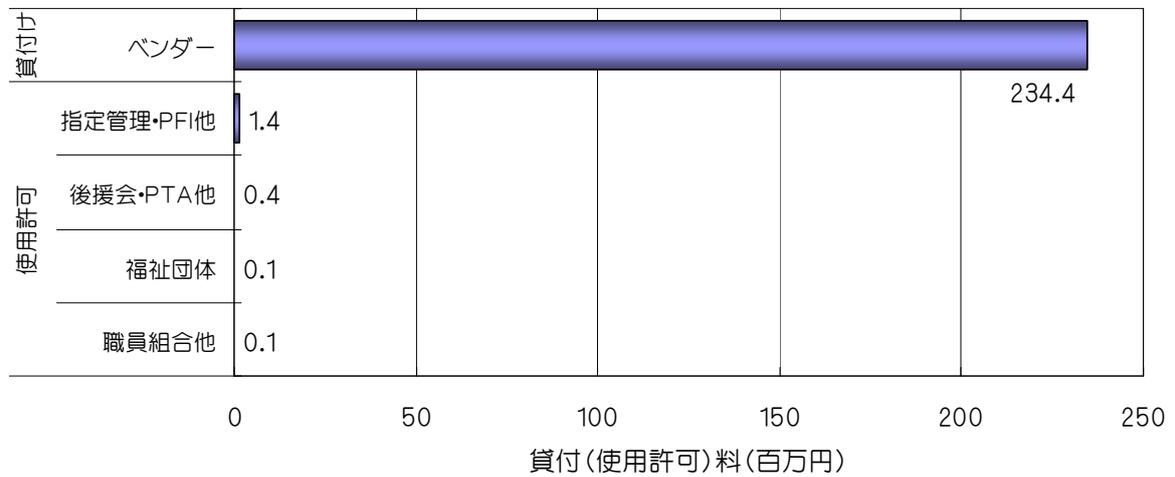


ポイント!

- 約8割の施設が公募
- 約1割は、当面の措置として、後援会・PTA、福祉団体等に使用許可

また、図4に示すとおり、公募による貸付けで、年間約 2 億 3 千万円の歳入を確保している。

図4 自動販売機設置の年間貸付料・使用料の合計



ポイント！

➤ 公募による貸付けで 2 億 3 千万円の歳入確保

第2章 用途毎の分析

1 分析の概要

自動販売機を設置している 266 施設を表1の用途に分類し、表2のとおり用途毎に「需要」と「供給」に関するデータについて分析を実施した。

表1 用途分類

用途	施設数	主な施設
庁舎・事務所	23	総合庁舎、土木事務所、工業技術支援センター他
警察署	29	警察署、警察署分庁舎
高等学校等	97	各高等学校、技術専門校、農林大学校他
公営住宅	88	各県営住宅
集会施設他	29	労政会館、運転免許センター、水泳場、武道館
合計	266	

表2 分析で活用したデータ

用途	分析で用いたデータ	
	需要	供給
庁舎・事務所	職員数	貸付料(使用料)、台数
警察署		
高等学校等	職員数、在学者数	
公営住宅	戸数、外向き [※] の有無	
集会施設他	延床面積	

※ 外向き:自動販売機の設置位置が屋外で県有施設利用者以外でも使用可能なもの
(P16 図 15 参照)

表3 データ元(平成27年度データを活用)

活用データ	データ元
職員数	県有施設情報一元化DB「職員数」
在学者数	県有施設情報一元化DB「在学者数」
戸数	県有施設情報一元化DB「戸数」
延床面積	財産台帳システム「建物台帳」
貸付料	財産台帳システム「使用許可・貸付け台帳」
使用料	財産台帳システム「使用許可・貸付け台帳」
貸付け台数	公募結果の調査
使用許可台数	財産台帳システム「使用許可・貸付け台帳」の使用許可面積から推定(使用許可台数=使用許可面積(m ²)÷1.5(m ² /台))

2 用途毎の需要と供給の関係

(1) 庁舎・事務所

図4 職員数と貸付料・使用料の関係

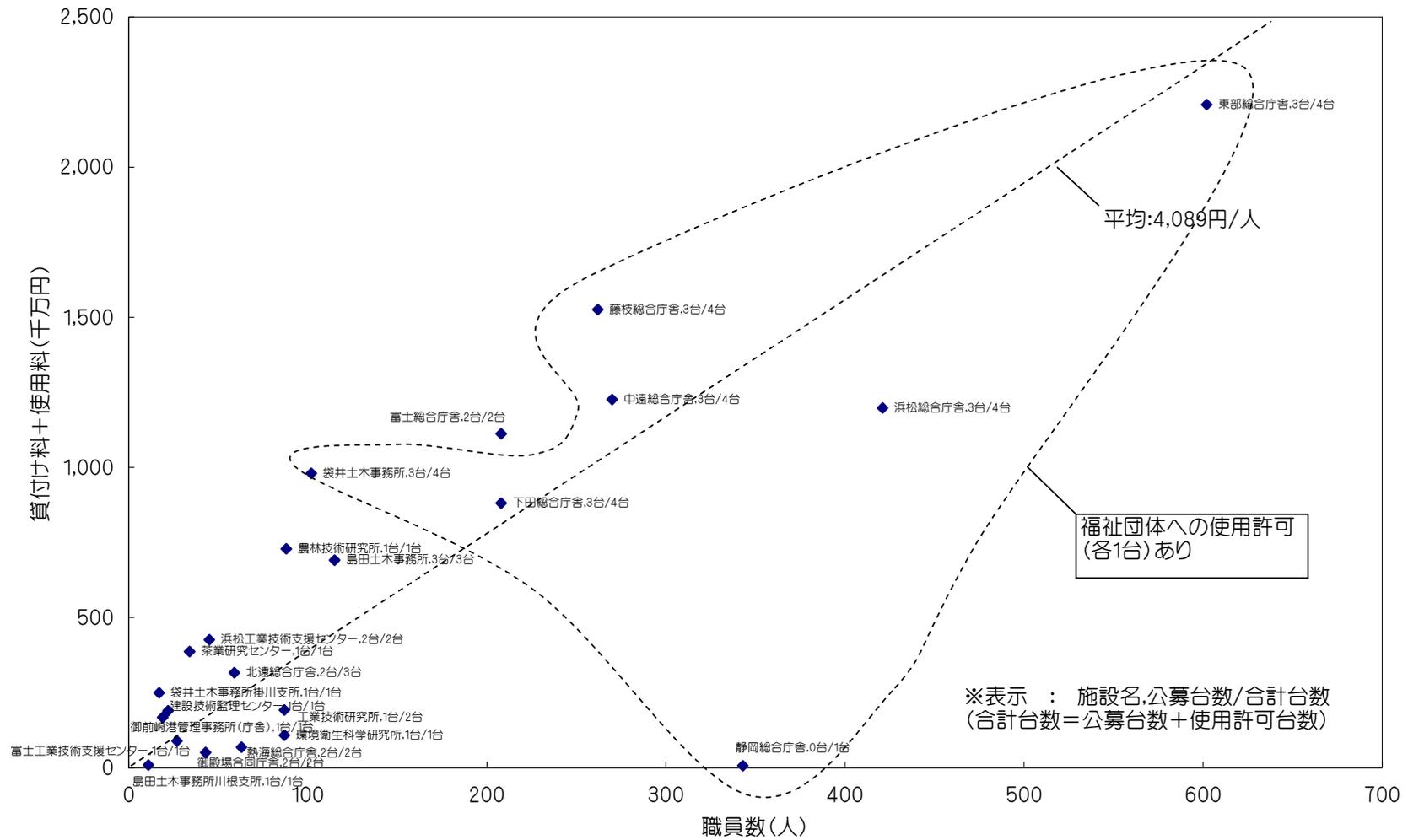
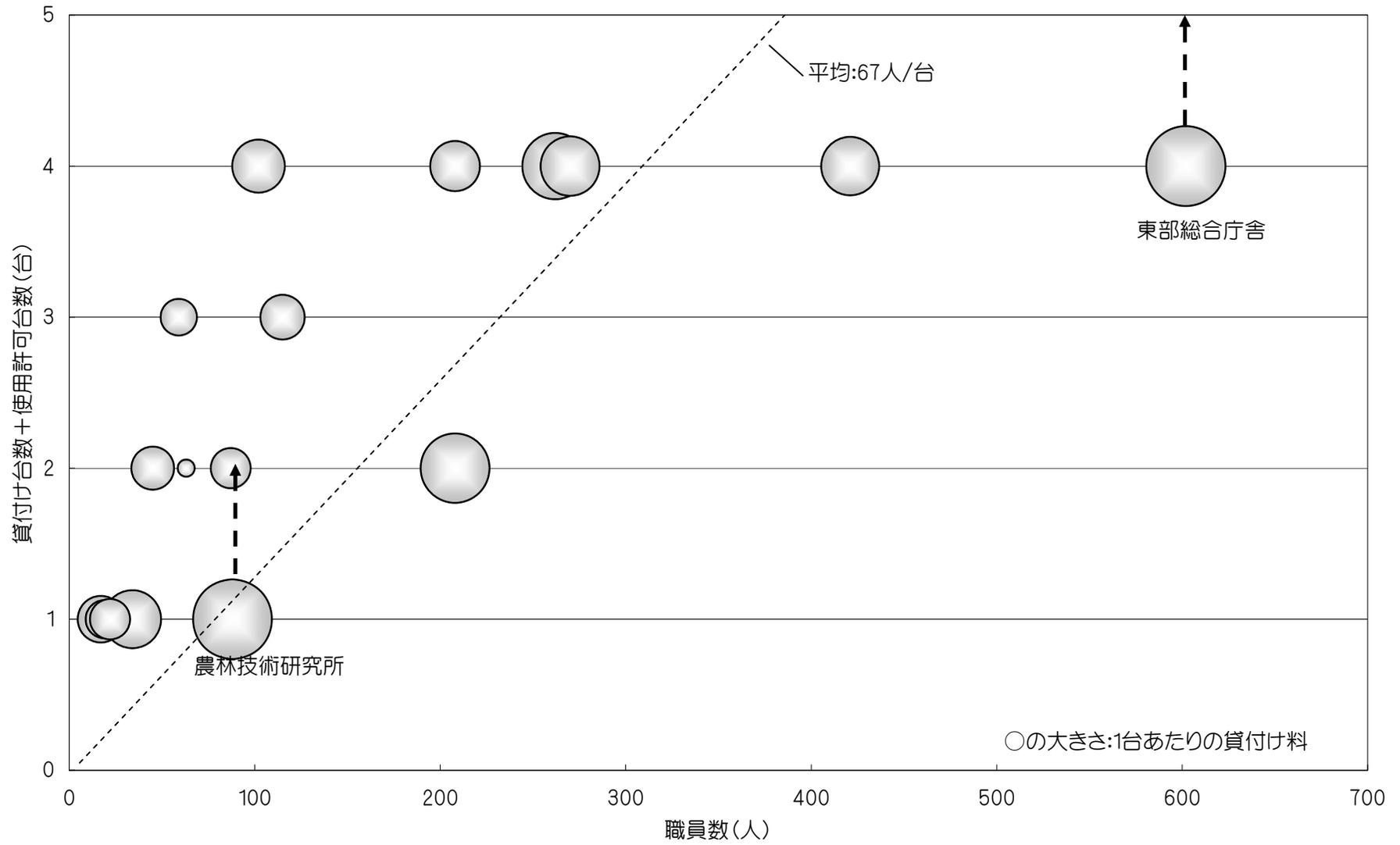


図5 職員数と設置台数と貸付料の関係



(2) 警察署等

図6 職員数と貸付料・使用料の関係

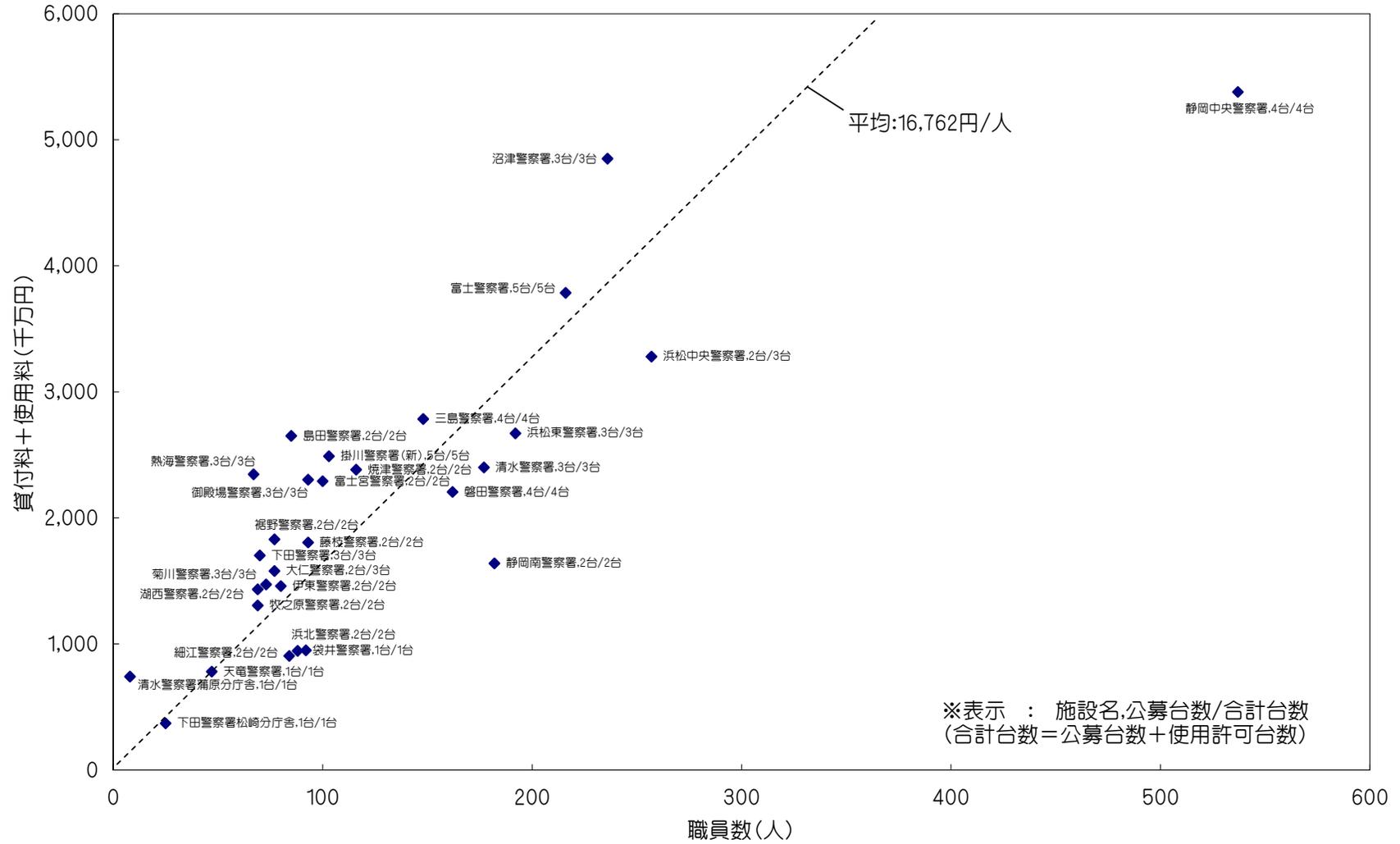


図7 職員数と設置台数と貸付料の関係

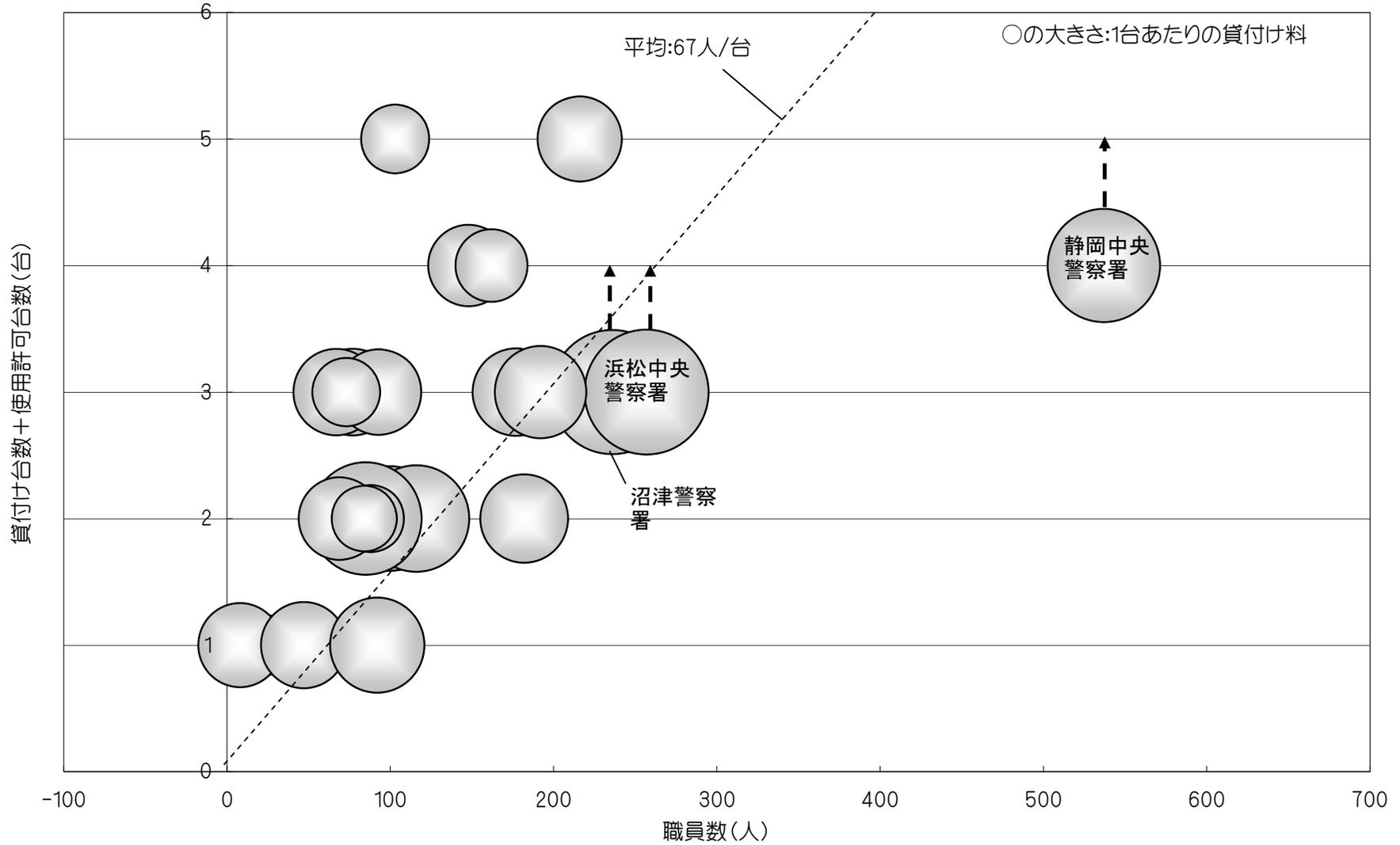
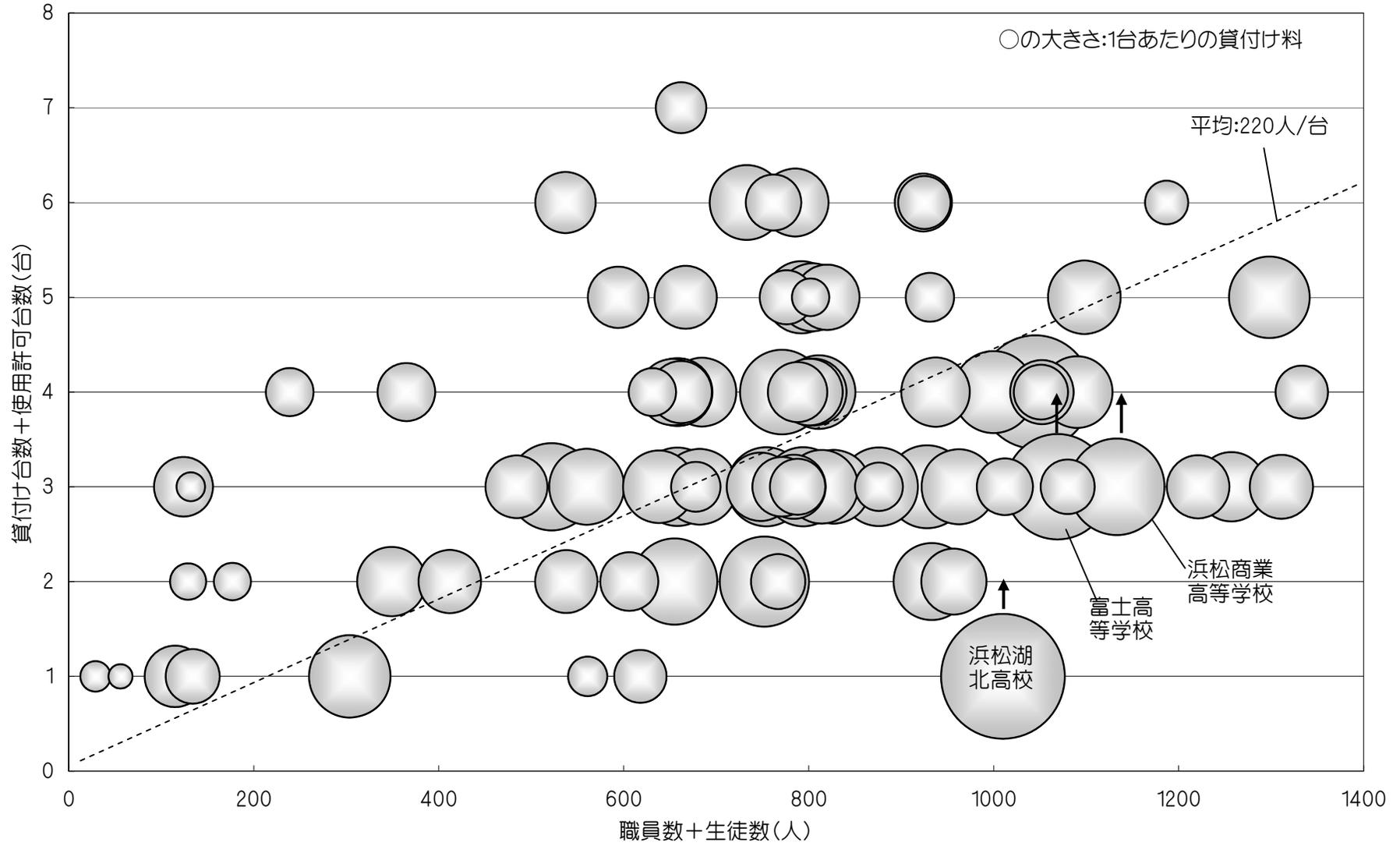


図9 職員数・在学者数と設置台数と貸付料の関係



(4) 公営住宅

図 10 戸数と貸付料の関係

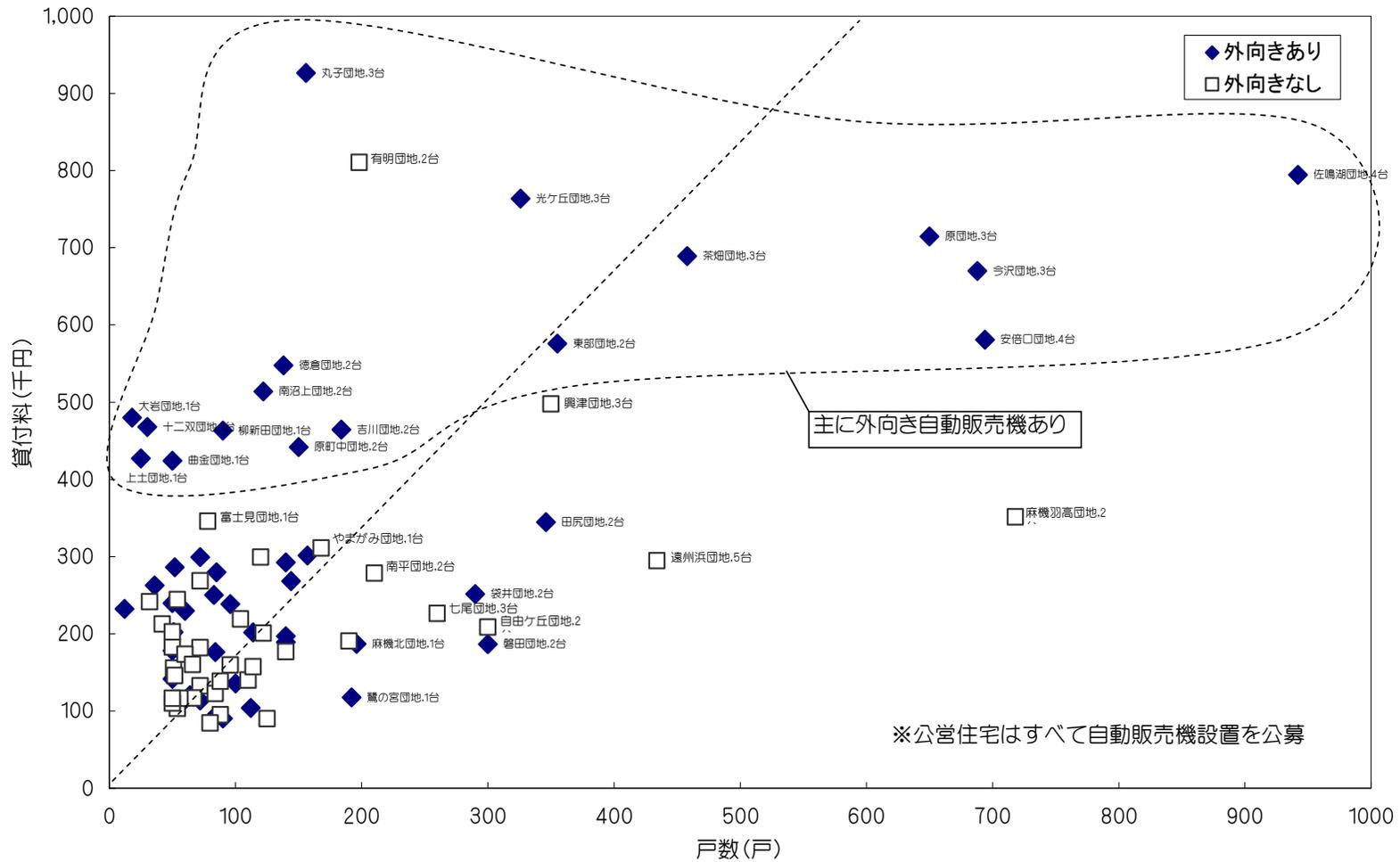
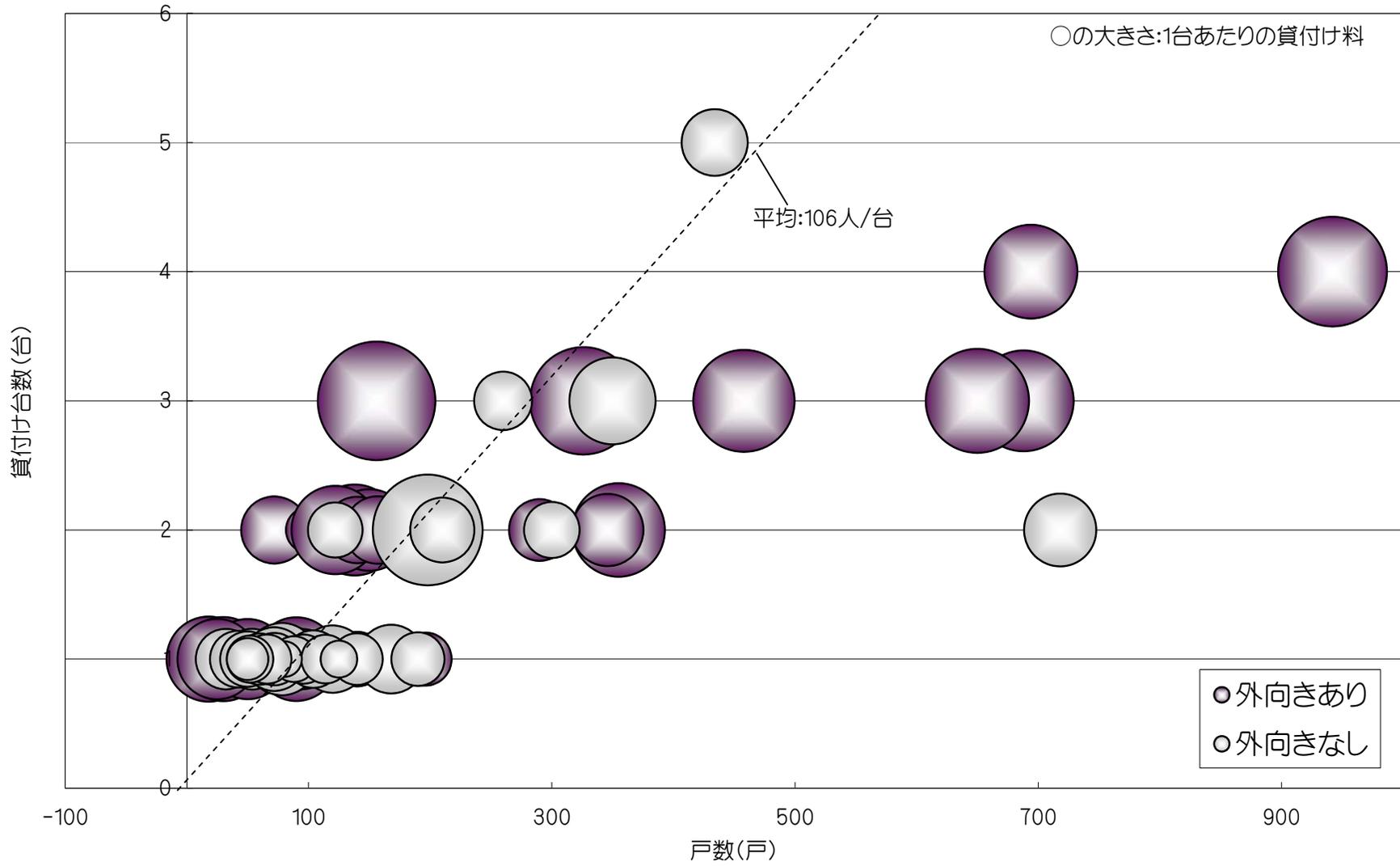
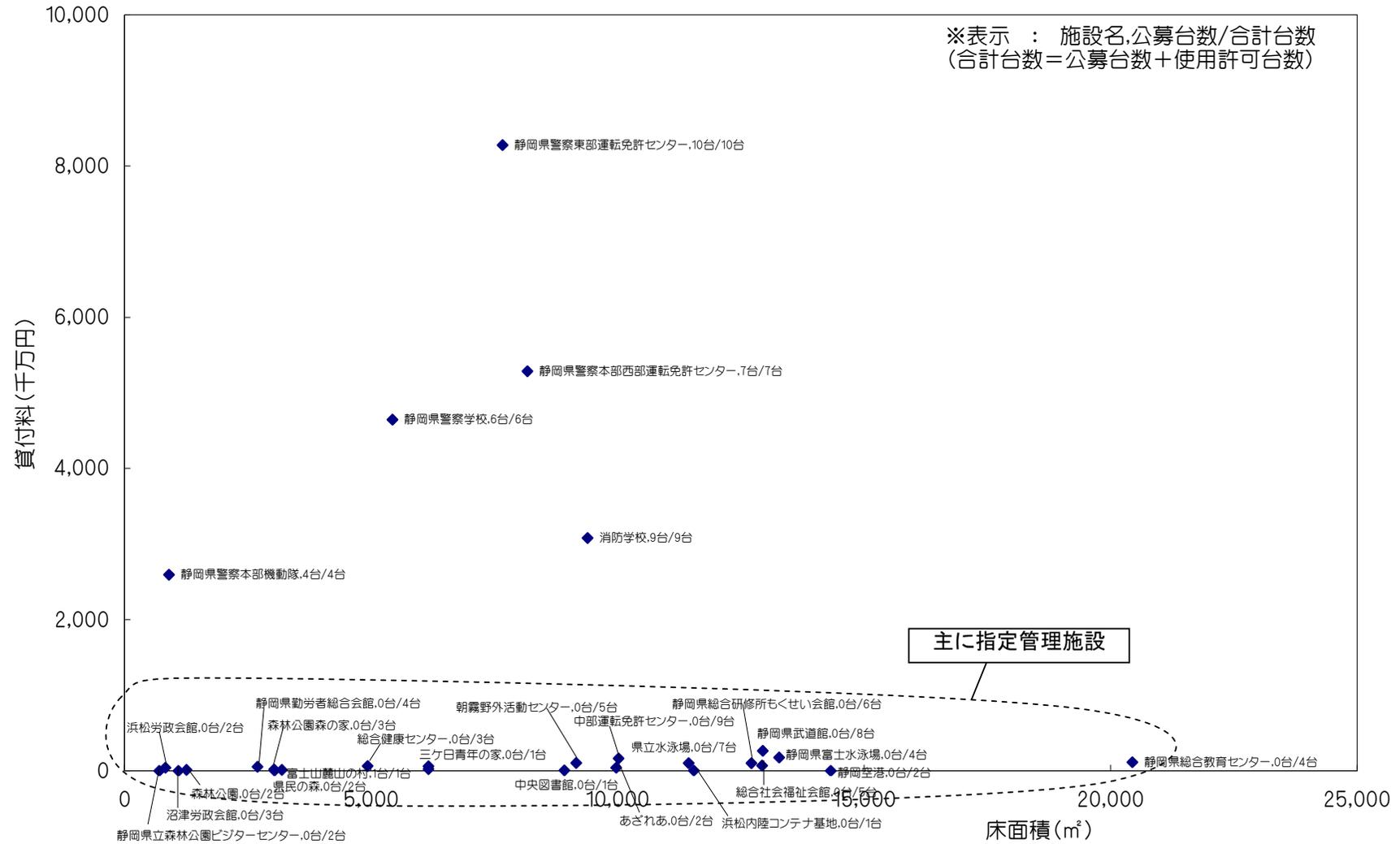


図 11 戸数と貸付料の関係



(5) 集客施設他

図 11 延床面積と貸付料・使用料の関係



3 用途毎の分析

施設毎の分析は表4のとおりである。

表4 施設毎の分析

用途	分析
庁舎・事務所	<ul style="list-style-type: none">福祉団体への使用許可を行っている施設は貸付料・使用料が少ない。東部総合庁舎、農林技術研究所は、1台あたりの貸付料が高く、台数を増やすことで更なる歳入確保の可能性はある。
警察署等	<ul style="list-style-type: none">庁舎・事務所よりも、一般利用者が多いため、貸付料が高い。静岡中央警察署、浜松中央警察署、沼津警察署は、1台あたりの貸付料が高く、台数を増やすことで更なる歳入確保の可能性はある。
学校	<ul style="list-style-type: none">後援会・PTAへの使用許可を行っている施設は貸付料・使用料が少ない。浜松湖北高校、富士高校、浜松商業高校は、1台あたりの貸付料が高く、台数を増やすことで更なる歳入確保の可能性はある。
公営住宅	<ul style="list-style-type: none">自動販売機の設置位置が、公営住宅の住民以外が購入できる「外向き」の場合、貸付料が高い。
集客施設他	<ul style="list-style-type: none">指定管理施設については、公募していない(指定管理者の収入)のため、貸付料が安い。

図 13 外向き自動販売機の例(柳新田団地)



ポイント!

- 使用許可の自動販売機がある施設は、貸付料・使用料が少ない。
- 外向きの自動販売機は、貸付料が高い。
- 台数を増やすことで歳入確保の可能性のある施設がある。

第3章 自動販売機設置に関する改善

1 外向き自販機の導入の検討

公営住宅の自動販売機のうち、一般通行者も購入できる外向き自動販売機の貸付料が高い傾向がある。そのため、公営住宅以外の施設でも外向き自動販売機の導入により更なる歳入の確保ができないか検討していく。

2 民間ノウハウの活用を検討

自動販売機の公募については、これまで、従来から自動販売機が設置されていた場所の設置者を競争入札で選定したのみであり新たな需要の掘り起こしができていない。そのため、ベンダーとの協働により自動販売機の設置を促進することを検討する。具体的には、ベンダーへのヒアリングを実施し、サウンディング調査や公募プロポーザルの実施の可能性を検討する。

図15 民間ノウハウの活用イメージ

